

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

社会保険関係

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

令和元年に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令元. 5.22 法律9）に対する附帯決議として、「年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養認定の具体的かつ明確な基準を策定すること」が付された。これを踏まえ、夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について、令和3年に発出された通達（以下、本通知）により、具体的な取り扱いが示され、令和3年8月1日から適用されたため、以下にて解説する。

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について (令3.4.30 保保発0430第2・保国発0430第1)

吉川那央 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1.はじめに

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定については、通達（昭60.6.13 保発66・庁保発22。以下、昭和60年通知）により運用が行われていたところであるが、本通知により被扶養認定者の認定基準が具体的かつ明確に示された。内容としては、夫婦間で比較する年間収入の定義や、被扶養者認定が行われなかった際の保険者間における協議の運用の明確化等である。なお、本通知により昭和60年通知は廃止となった。

2.年間収入の定義変更

夫婦間で比較する年間収入の定義については、[図表1]のとおり。

夫婦共同扶養する場合は、いずれか年間収入の多いほうの被扶養者とすることとなるが、この「年間収入」の定義が変更された。これまでは「当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入」とされていたが、本通知により、夫婦ともに被用者保険の被保険者の場合には、「過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの」となった。

図表1 年間収入の定義(適用前後)

適用後	適用前
<p>1 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合には、以下の取り扱いとする。</p> <p>(1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ)が多いほうの被扶養者とする。</p> <p>2 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には、以下の取り扱いとする。</p> <p>(1) 被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれが多いほうを主として生計を維持する者とする。</p>	<p>1(1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入(当該被扶養者が届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ)の多いほうの被扶養者とするを原則とすること。</p>
<p>〈上記1 2とも〉</p> <p>(2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多いほうの1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届け出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。</p>	<p>1(2) 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届け出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。</p>

他方、夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には、本通知で「被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれが多いほうを主として生計を維持する者とする」と新たに定義された。

さらに、夫婦双方の年間収入が「同程度」とする基準を「夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合」と明確化し、これに該当する場合には、被扶養者の地位の安定を図るため、届け出により、主として生計を維持する者の被扶養者としてとされた。

3. 被扶養者として認定されなかった場合

における協議の運用

夫婦双方の保険者等でいずれも被扶養者と認定されない場合には、保険者間で協議を行い、いずれの者の被扶養者とすべきか決定することとなるが、この運用についても具体的に示された【図表2】。

【1】夫婦とも被用者保険の被保険者である場合

被扶養者として認定しない保険者等は、認定しなかった理由(年間収入の見込み額等)、加入者の

標準報酬月額、届け出日および決定日を記載した通知を发出する。被保険者は、この通知を、次に届け出を行う保険者等に、届け出に添えて提出することとなるが、ここで当該通知の決定に疑義があり、いずれの保険者でも被扶養者認定がされない状態となった場合には、届け出を受理した日より5日以内(書類不備の是正を求める期間および土日祝日を除く)に、両保険者間でいずれの者の被扶養者とすべきか年間収入の算出根拠を明らかにした上で協議を行うこととされた。そして、この協議が整わない場合には、初めに届け出を受理した保険者等に届け出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高いほうの被扶養者としてとされた。なお、標準報酬月額が同額の場合は、被保険者の届け出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

【2】夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合

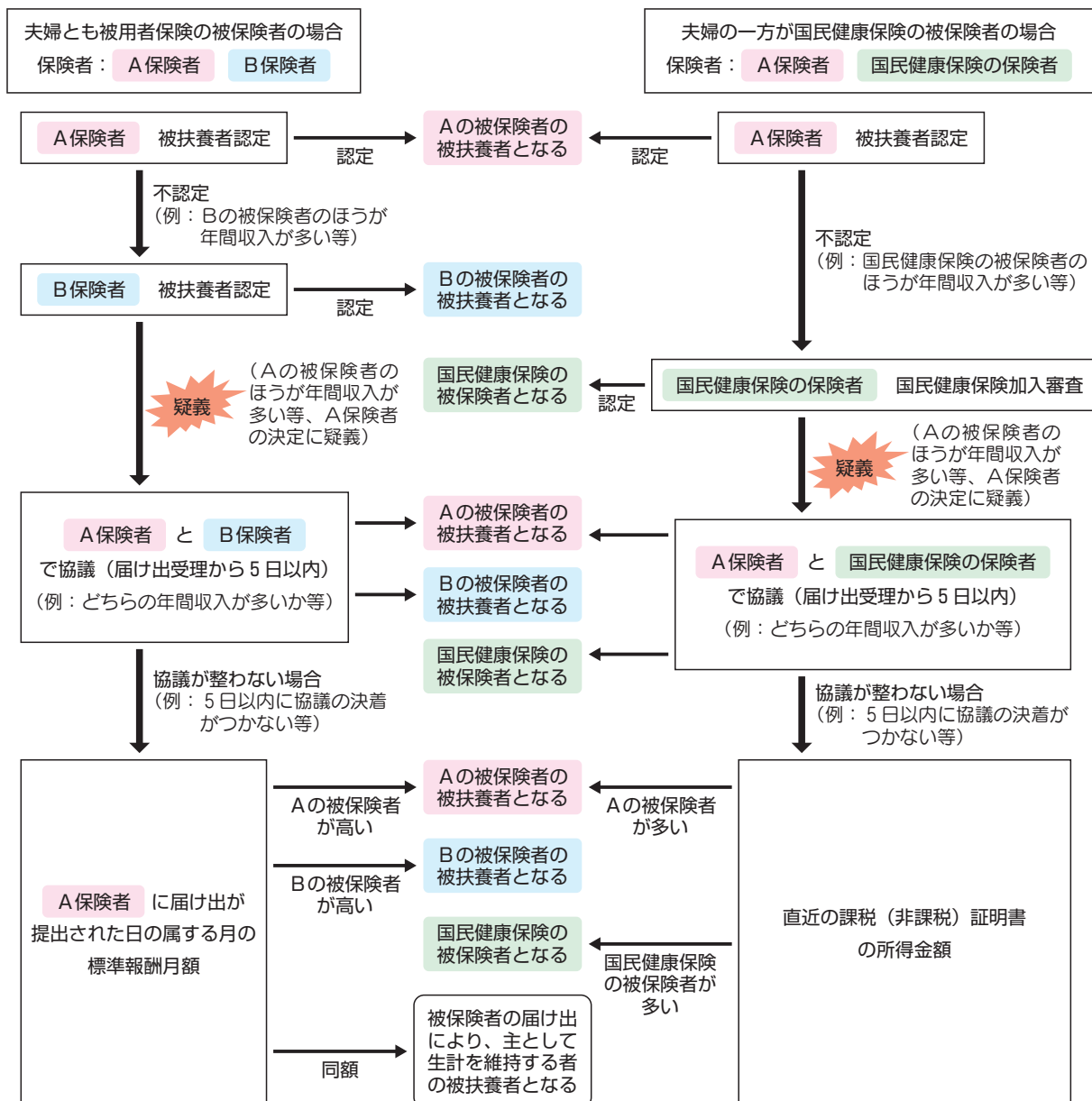
被用者保険の被保険者である者の保険者等が被扶養者として認定しなかった場合には、【1】と同様に当該決定に係る通知を发出し、この通知を届け出に添えて国民健康保険の保険者に提出することとなる。被扶養者の認定がされなければ、通常

は国民健康保険の被保険者となるが、ここで被扶養者認定されないことについて疑義が生じた場合は、届け出を受理した日より5日以内（書類不備の是正を求める期間および土日祝日を除く）に不認定に係る通知を発出した保険者等と協議を行う。この協議が整わない場合には、直近の課税（非課税）証明書の所得金額が多いほうを主として生計を維持する者とする。

4. 夫婦間の被扶養者の異動について

主として生計を維持する者が、育児休業等を取った場合、収入が低下することにより、夫婦間で主として生計を維持する者が入れ替わる場合があるが、このような場合であっても、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないことが明文化された。ただし、新たに誕生した子については、あらためてど

図表2 被扶養者として認定されなかった場合における協議(フローチャート)



ちらの扶養とすべきかについて、上記2.または3.の認定手続きを行う。

また、年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者のほうの保険者等が認定することを確認してから削除することとされた。

5.その他

夫婦の双方または一方が共済組合の組合員であって、被扶養者とすべき者に係る扶養手当等の支給が「認定されている」場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えないこととされた。なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由として、被保険者として認

定しないことはできない。

また、被扶養者の認定後、その結果に異議があり申し立てを行った場合に斡旋^{あっせん}を行う者が、被保険者が勤務する事業所所在地の「都道府県の保険課長」から「地方厚生（支）局保険主管課長」へ変更となっている。

6.最後に

今回、夫婦共同扶養における被扶養者認定についての基準が、以前に比べて具体化かつ明確化された。これにより夫婦どちらの被扶養者とするかの判断が容易になるため、扶養手続きを迅速に行い、被扶養者とすべき者の保険給付に影響が及ばないよう留意いただきたい。